

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

県立特別支援学校の令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について（通知）

このことについて、県立特別支援学校においては、令和 2 年 8 月 26 日付け教育長通知により、概ね年内は、「時差通学・短縮授業」を継続することとしたところです。

この度、11 月 20 日に開催された新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議における県内の感染状況の報告を受け、令和 3 年 1 月 1 日以降の授業等の教育活動について、次のとおり対応することとします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等については、日々変化していることから、今後の県内の感染状況等を慎重に見極めた上で、対応について変更を行う場合があります。その際は改めて通知します。

〔基本的な考え方〕

長期間にわたり社会全体が新型コロナウイルスと共存していかなければならないことを前提として、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立していくためには、学校における感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図る必要がある。

〔令和 3 年 1 月 1 日以降の教育活動について〕

- 1 当面（概ね年度内）は、これまでどおり「時差通学・短縮授業」を継続する。
- 2 登校時刻については、これまでどおりの時差通学を継続する。ただし、校長が地域の交通事情の現状等を改めて確認し、必要に応じて登校時刻を検討・設定することを可能とする。
- 3 下校時刻については、校長が、学びの保障（学校行事等に係る授業時間の確保や、高等部における現場実習、進路指導等）や校内の感染症対策に取り組む時間の確保、地域の交通事情、さらには「放課後等デイサービス」への円滑な接続等、各学校の実情を勘案し、概ね午後 2 時から午後 3 時 30 分の間で設定する。
- 4 教職員、児童・生徒等に罹患が判明した場合
 - ・直ちに学校における教育活動を中断し、保健所の指導に従い、濃厚接触者の特定、消毒等の作業が完了するまで、学校を臨時休業とすることを徹底すること。
 - ・学校において集団感染が疑われる案件が発生した場合は、学校は速やかに教育局主管課長に事案の詳細を報告し、対応について協議すること。

なお、学校の実情等により上記により難しい場合は、特別支援教育課長と協議・調整すること。

問合せ先
特別支援教育課
教育指導グループ 山田、荒井
電話 045 (210) 8276 (直通)